

## ビオトープ維持管理に関する協定書

丹波篠山市長（以下「甲」という。）と申請者\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、丹波篠山市生物多様性促進活動補助金交付要綱の規定により、乙が行う令和\_\_\_\_年度丹波篠山市生物多様性促進活動補助金によるビオトープ維持管理活動（以下「活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、ビオトープ維持管理に取り組むことで、市民全体の財産である生物多様性の保全と再生に寄与することを目的とする。

### （維持管理の内容）

第2条 乙が行う維持管理の内容は、次のとおりとする。

- （1）定期的に湛水状態と生きものの生息状況の確認を行う。
- （2）産卵期等の生物史に配慮して草刈りや泥上げ等の管理作業を行う。
- （3）他の地域からの生きものを持ち込まない。

### （維持管理に係る指導等）

第3条 甲は、活動がより効果的なものとなるよう、現地確認や指導・助言を行うものとする。

2 乙は、甲から指導・助言があった場合、その内容に沿って適切に維持管理を行うものとする。

### （普及啓発等）

第4条 乙は、周辺の土地所有者や近隣住民と良好な関係を保ち、活動に対しての理解を得られるよう努めるものとする。

2 乙は、この活動を広く波及させるため、看板等の設置、調査研究や観察会の場の提供等に協力するものとする。

3 甲は、この活動について積極的に広報を行うものとする。

### （その他）

第5条 本協定について、疑義が生じた時又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名または記名押印のうえ、各自1通を保管する。

年 月 日

甲 住 所 丹波篠山市北新町 41  
氏 名 丹波篠山市長 酒井 隆明 ⑨

乙 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_